

報告第3号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

平成31年3月8日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

31専第3号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金324,000円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 平成31年2月27日
- 4 事 案 概 要 平成30年7月30日（月）午前9時34分頃、[REDACTED]
[REDACTED]付近において、廃プラごみ収集中に塵芥車左後部が相手方住宅の屋根瓦に接触し破損させたもの。
- 5 そ の 他 相手方修理費 324,000円
対物共済保険額 324,000円
市持出額 0円

平成31年2月27日

交野市長 黒 田 実